

第24期第24回農業委員会総会

◇日 時

令和4年6月14日（火）午後2時00分

◇場 所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員

12番 清水幸治 13番 野島喜博

◇事務局

飯島農政係長 書記 小湊

◇会議に付した事項

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
議案第3号 納税猶予農地の不耕作地について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議 長

それでは、只今から、第24回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は
12番 清水委員 13番 野島委員 を指名します。

これより本日の議事に入ります。

本日の総会議案は、

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について （3件）
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
（1件）
議案第3号 納税猶予農地の不耕作地について （1件）
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） （3件）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） （5件）

議 長

それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年6月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積466㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積26㎡ 地番■■■■ 登記簿原野 現況田 面積271㎡ 面積合計763㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 平成31年4月27日から令和4年5月31日まで。備考 平成19年5月14日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議 長

当該農地の耕作状況について説明願います。
9番 指田委員説明願います。

9 番委員	はい、説明いたします。 番号 1 申請者名及び土地の所在は、総会資料 1 ページのとおりです。案内図は 2 ページを参照してください。主な耕作者は、申請者の長男です。調査年月日は、令和 4 年 6 月 6 日 立会い者は、申請者の長男、会長、職務代理、B 班（野島委員、清水委員、宮崎委員、小町委員）、事務局です。過去 3 年間の労働日数は各年間 95 日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■北側 110m 手前の■■■■■、■■■■■を西に 620m 進んだ■■■■■、信号機付きですが、そこを左折し、37m 進みまた左折し、66m 進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、田んぼには水張りが完了し、稲苗が準備されていました。天気次第ですが、翌日には田植えを行うと言っていました。あぜ道等は除草されていました。申請人、同居の親族も耕作をしています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、除草、肥料の散布、耕耘、畦塗り。夏は、除草を含めた稲の管理。秋は、稲刈りと耕耘。冬は、土作りということでした。出荷状況は、■■■■■とのことです。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	次に、議案第 1 号 番号 2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。
総会資料	議案第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和 4 年 6 月 14 日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号 2 所在 ■■■■■ 地番 ■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積 554㎡ の内 500㎡ 申請人 ■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和 3 年 1 月 30 日から令和 4 年 5 月 31 日まで。備考 平成 25 年 2 月 14 日付相続税納税猶予適格者証明発行。
議 長	当該農地の耕作状況について説明願います。 12 番 清水委員説明願います。
12 番委員	はい、説明いたします。 番号 2 申請者名及び土地の所在は、総会資料 1 ページのとおりです。案内図は 3 ページを参照してください。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和 4 年 6 月 6 日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、B 班です。過去 3 年間の労働日数は各年間 150 日。土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■に、側道を約 100m 直進、■■■■■を右折し北方向に約 300m 進み、■■■■■■■■■■を左折し約 300m、交差点を南方向に約 10m 進み、道路の東側に面した■■■■■の

	奥の農地です。農地の状況ですが、フキが20㎡、ネギが5作、ワケギが3作、スイカが1作、トマト、ナス、キュウリが各5本栽培されていました。申請人または同居の親族も耕作をしています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ネギとジャガイモ。夏は、ネギ、ジャガイモ、スイカ、トマト、ナス、キュウリ。秋は、ネギとダイコン。冬は、ネギとダイコンということでした。出荷状況は、■■■■とのことです。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありませんが、1本だけ大きなアジサイがあったため、できるだけ早く処分するように頼んでおきました。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	次に、議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。
総会資料	議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年6月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積319㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,209㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積848㎡の内846.43㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積578㎡ 面積合計2,952.43㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 平成31年4月27日から令和4年5月31日まで。備考 平成22年5月14日付相続税納税猶予適格者証明発行。
議 長	当該農地の耕作状況について説明願います。 12番 清水委員説明願います。
12番委員	はい、説明いたします。 番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。案内図は4ページを参照してください。主な耕作者は、申請者並びに申請者の長男の家族です。調査年月日は、令和4年6月6日 立会い者は、申請者の長男、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は、概ねお正月を除いて各年間350日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を南側に50mほど坂を下り、■■■■■■■■を東方向に左折し約400m進んだ南側の農地と、真ん中に用水がありますので、そちらの南側の農地です。農地の状況ですが、ガラス温室3棟、ビニールハウスが4棟、たい肥作りの小屋が1棟、シクラメンの苗、マリーゴールド、ベコニア、ナデシコ等が栽培されていました。申請人または同居の親族も耕作をしています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、マリーゴールド、ベコニア、ナデシコ、金魚草。夏は、マリーゴールド、ベコニア、ナデシコ、金魚草、パンジー。秋と冬は、パンジー、シクラメン、メラ

	ンポジウム等です。また、その他にも数種類作っているようでした。出荷状況は、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の■■■■に出货しており、■■■■■■■■でも販売しています。また、■■■■も行っています。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	次に、議案第2号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。
総会資料	議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年6月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積 1,031 m² 申請者 ■■■■ ■■■■ 買取り申請事由の生じた者 ■■■ ■■■■ 申出事由 令和4年5月12日 ■■■■ 故障のため。
議 長	当該農地の耕作状況について説明願います。 4番 石川委員説明願います。
4番委員	はい、説明いたします。 申請者名、土地の所在は総会資料5ページのとおりです。案内図は6ページを参照してください。調査年月日は、令和4年6月6日 土地の案内ですが、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■に入り東へ約220m進み、左折してすぐ農道に進み、北西方面へ約68m進み、Y字路を右に進み、北へ約50m進んだ東側の農地です。農地の状況ですが、栗の木を12本栽培しています。北側半分は下草対策で耕耘済み、南側は傾斜地のため刈払機できれいに除草してありました。農地と認められない部分は、ありません。指摘事項は、枯れた切り株や伐採枝などの処分をお願いしました。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。

議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。
議 長	次に、議案第3号 番号1 納税猶予農地の不耕作地について、上程いたします。
総会資料	議案第3号 納税猶予農地の不耕作地について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年6月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積 885 m ² 申請者 ■■■■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで。備考 平成5年5月28日付相続税納税猶予適格者証明発行。
議 長	事務局より補足説明願います。
農政係長	はい、事務局。 少しご説明をさせていただきます。緑町の■■■■が所有する■■■■の圃場でございます。 平成29年の引き続きの現地確認で肥培管理ができておらず、立会いをしたお母様に指導をさせていただきました。しかし、1週間後の総会の日にも改善は見られませんでした。令和2年の引き続きでは、同じく肥培管理が出来ておらず、総会で証明書の発行がされませんでした。その後翌月までに改善していただき、もう一度現地調査を行って引き続きの証明書を発行いたしました。その時はトラクターの耕耘とかではなく、重機で天地返しをしたような、でこぼこでただ雑草がなかったというだけの状態でしたので、トラクター等を購入して耕耘するようなお約束をいただいております。文書での指導は、平成31年、令和2年、令和3年に通知しておりまして、いずれも「納税猶予農地ですので、これ以上この状態が続くと税務署へ通知しますよ。」という内容でございます。 昨年度の6月に皆様にご協議いただきまして、農業委員さんがまだ■■■■と会っていないということでしたので、ご自宅の方に会長、職務代理、細井委員、事務局で訪問し、直接お話をさせていただきました。事務局としては、改めて納税猶予制度の説明をさせていただき、耕作に関してこれ以上はまずい旨をお話しました。同行した委員の方からは畑の維持管理のお話と、特定生産緑地の説明をしていただいております。 これについて、今後どのように対応していくかというところで、ご審議いただきたいと思っております。 よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。 6番 細井委員説明願います。
6番委員	はい、説明いたします。 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料7ページのとおりで。調査年月日は、令和4年6月6日 立会い者は、会長、職務代理、B班、事務局です。土地の案内ですが、■■■■■■■■■■を南方向へ90m直進し右折、130m直進した後斜め左方向へ進み、67m直進した後左折、15m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、農地の8割方除草してありましたが、北側隣地との境にはまだまだ50cm高ぐらいの雑草が繁茂していました。また、西側隣地との境に竹が繁茂しており、その高さは約2mまで伸びておりました。加えて、中央部より南側の農地に柿の木が7本植栽されており、その周辺に農業資材等が散乱していました。

	以上です。
議 長	以上説明が終わりました。これより質疑を行います。本件については、今後どのようにしていくかご協議いただきたいと思います。 何かご意見等ございますか。
8 番委員	これ、今後について本人は何と言っていますか。
農政係長	昨年直接お会いしてお話した時は「わかりました。これから一生懸命やります。」というお話はしていただきました。
4 番委員	主たる従事者は1人だけですか。
農政係長	はい、そのとおりです。
議 長	他に何か質問等ありますか。ないようでしたらおはかりしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。我々農業委員会は納税猶予地で何かあった場合税務署に通知をする義務がありますが、その中でやっている例として、税務署へ通知を行うという方策と、来月もう一度確認をするという方策がだいたい2択であると思いますが、どのようにしたらよろしいでしょうか。本件は7年くらい前からの懸案事項でして、修正や指導など色々やりましたが思い通りいかず、今の状況に至っています。これからどういう形で、どのように対処していけば良いかということ相談しながらやっていきたいと思っていますので、何か良い方策や妙案があれば教えていただきたいのですが。
委員一同	～全委員で審議～
議 長	それでは、こういった意見もございますので採決に入りたいと思います。案としては、税務署に通知をするということと、再度本人に会って説明し、確認を試みるという2つの方法がおおざっぱにはあると思いますが、どちらが良いか結論を出させていただきたいです。まず初めに、税務署に通知をする、でよろしい方挙手をお願いします。
農政係長	7名ですね。
議 長	もう一度説明をして、本人にご理解いただくという方法。再度行って心を入れ替えて一生懸命やるというように進めていく方法で良いという方、挙手をお願いします。 ありがとうございます。
農政係長	6名ですね。
議 長	法律的にはそういう風になっていますが、やはり地元のつながりがあるのであまり大事にしたいって気持ちがありますよね。私もそうなので本当に難しいところですよ。本人がやってくれるのが一番良いのですが。
2 番委員	これ会長採決を取って数の差が出ているので、一応会長がきちんと決めてもらって。
農政係長	すいません。よろしいですか。 私明後日に税務署へ行く用事がございますので、昭島を担当している税務官とお話

	をする機会があります。その時に正式ではない場所で、昭島市でこういう風に報告しようとしている圃場が1か所あるというお話をさせていただきます。
議 長	長年ずっと懸案事項で来ているので、ある程度のところで目処をつけていかない。本人も40代ですから、まだ先は長いですからね。事務局の方にもまた協力していただいて、最後通告ではないですが従来とは違いますよと。事務局の説明どおりで良いですかね。
2 番委員	それで良いと思います。
農政係長	それでは、そういった形で明後日税務官に相談してきます。会長、職務代理、地区担当員の方には結果を報告させていただいて、その後どうしていくかということになります。皆様にもどうなったかを報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。すいません、長い時間を費やしまして。本件については、今農政係長が話したとおりに進めさせていただきます。
議 長	次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積176㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積176㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積352㎡ 面積合計704㎡ 届出人 ■■■■ ■■■■ 持ち分1/2 ■■■■ ■■■■ 持ち分1/2 転用目的 自用住宅
議 長	当該農地の利用状況について説明願います。 4番 石川委員説明願います。
4 番委員	はい、説明いたします。 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料9ページのとおりです。案内図は10ページのとおりです。調査年月日は、令和4年6月7日 土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■から北へ約167m進み、■■■■■■■■■■手前で右折、東へ約125m進み右折し、■■■■■■■■■■に入り南へ約25m進んだ正面の土地です。農地の状況ですが、調査日当日は農地全体が更地状態で、地番ごとの区画整理がまだ行われていませんでした。周囲の状況ですが、この区画整理がされたことを前提に説明します。まず、地番■■■■■■の周囲の状況について、東側は、開発道路予定地。南側は、5条開発地と道路予定地。西側は、共同住宅。北側は、住宅及び道路です。次に、地番■■■■■■と■■■■■■について、東側は、共同住宅。南側は、5条開発地と道路予定地。西側は、開発の道路予定地。北側は、駐車場跡地です。転用事業の関連する特記事項は特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議 長	次に、報告第1号 番号2 農地法第4条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）

	番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積618㎡ 届出人 ■■■■ 転用目的 駐車場
議 長	当該農地の利用状況について説明願います。 10番 木野委員説明願います。
10番委員	はい、説明いたします。 番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料9ページのとおりです。案内図は11ページのとおりです。調査年月日は、令和4年6月11日 土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を■■■■に曲がり、80mほど南へ進み、■■■■左側の赤道を10m進んだ正面の土地になります。農地の状況ですが、一面砂利敷きで整地済みでした。周囲の状況ですが、東側は、住宅。南側は、住宅。西側は、住宅。北側は、住宅でした。転用事業の関連する特記事項は特にありません。以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議 長	次に、報告第1号 番号3 農地法第4条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） 番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積381㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積8.16㎡ 面積合計 389.16㎡ 届出人 ■■■■■■■■■■ 転用目的 自用住宅
議 長	当該農地の利用状況について説明願います。 6番 細井委員説明願います。
6番委員	はい、説明いたします。 番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料9ページのとおりです。案内図は12ページのとおりです。調査年月日は、令和4年6月9日 土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■より■■■■へ60m直進した左側の土地になります。農地の状況ですが、土地全体に雑草が繁茂していました。また、西・南・東側の境に、ビワ、柿、梅などの植木が植栽されていました。周囲の状況ですが、東側は、住宅2棟。南側は、4階建てのビル。西側は、■■■■の歩道。北側は、平屋の住宅でした。平屋の住宅はおそらく人が住んでいないと思われます。転用事業の関連する特記事項は特にありません。以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議 長	次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,082㎡ 譲受人 ■■■■■■■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 分譲住宅

議 長	当該農地の利用状況について説明願います。 10番 木野委員説明願います。
10番委員	はい、説明いたします。 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料13ページのとおりです。案内図と公図は総会資料15ページを参照してください。調査年月日は、令和4年6月11日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を北へ20m進み、右側の路地を100mほど進み、■■■■■■を右に曲がり20mほど進んだ右側の土地になります。農地の状況は、開発許可標識が2枚立っており、開発中でした。周囲の状況ですが、東側は、住宅。南側は、住宅と駐車場。西側は、アパート。北側は、住宅でした。転用事業に関連する特記事項は特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議 長	次に、報告第2号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） 番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積655㎡ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積215㎡ 面積合計870㎡ 譲受人 ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ 譲渡人 ■■■■■ ■■■■■ 持ち分1/2 ■■■■■■■■■■ ■■■■■ 持ち分1/2 転用目的 所有権移転 建売住宅
議 長	当該農地の利用状況について説明願います。 4番 石川委員説明願います。
4番委員	はい、説明いたします。 番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料13ページのとおりです。案内図と公図は総会資料16ページを参照してください。調査年月日は、令和4年6月7日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■から北へ約167m進み、■■■■■手前で右折、東へ約125m進み右折して駐車場に入り、南へ約25m進んだ正面の土地になります。農地の状況は、農地全体が更地状態で、まだ地番ごとの区画整理が行われていませんでした。周囲の状況ですが、地番■■■■■の東側は、畑。南側は、畑。西側は、畑。北側は、先ほど説明しました4条開発地と道路予定地となっています。また、地番■■■■■の東側は、4条開発地。南側は、5条開発地。西側は、4条開発地。北側は、駐車場跡地となっています。転用事業に関連する特記事項は特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議 長	次に、報告第2号 番号3 農地法第5条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） 番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積29㎡ 譲受人 ■■■■■ ■■■■■ 譲渡人 ■■■■■■■■■■ ■■■■■ 転用目的 所有権移転 宅地敷の一部。

議 長	当該農地の利用状況について説明願います。 12番 清水委員説明願います。
12番委員	はい、説明いたします。 番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料14ページのとおりです。案内図と公図は総会資料17ページを参照してください。調査年月日は、令和4年6月14日土地の案内につきましては、■■■■■、■■■■■の■■■■■■■■■■を東に約300m進み、■■■■■を北方向に左折し約10m進んだ土地です。農地の状況は、中木が2本あり、農地の形跡はありますが、雑草が繁茂していました。周囲の状況ですが、東側は、宅地。南側は、宅地。西側は、宅地。北側は、宅地となっています。転用事業に関連する特記事項は特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議 長	次に、報告第2号 番号4 農地法第5条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） 番号4 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積126㎡ 譲受人 ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ 譲渡人 ■■■■■ ■■■■■ 転用目的 所有権移転 建売住宅
議 長	当該農地の利用状況について説明願います。 2番 鈴木委員説明願います。
2番委員	はい、説明いたします。 番号4 申請者名及び土地の所在は、総会資料14ページのとおりです。案内図と公図は総会資料18ページを参照してください。調査年月日は、令和4年6月8日土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■に向かいまして、■■■■■を左折し、約100m先の■■■■■手前を左折、約215m進んだ左側の土地になります。農地の状況は、耕耘されておらず、一面草が生えた状態でした。また、北側道路に野菜の直売所施設がありました。周囲の状況ですが、東側は、次にご説明します■■■■■の申請農地。南側は、農地。西側は、農道及び住宅。北側は、幅員4mの公道となっています。転用事業に関連する特記事項は、開発行為の許可があります。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議 長	次に、報告第2号 番号5 農地法第5条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） 番号5 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積416㎡ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積317㎡ 面積合計733㎡ 譲受人 ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ 譲渡人 ■■■■■ ■■■■■ 転用目的 所有権移転 建売住宅

議 長

当該農地の利用状況について説明願います。
2 番 鈴木委員説明願います。

2 番委員

はい、説明いたします。
番号5 申請者名及び土地の所在は、総会資料14ページのとおりです。案内図と公図は総会資料19ページを参照してください。調査年月日は、令和4年6月8日土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■に向かいまして、■■■■■を左折し、約100m先の■■■■■手前を左折し進んだ、先ほど■■■■■の手前の土地になります。農地の状況は、耕耘されておらず、一面草が生えた状態でした。周囲の状況ですが、東側は、住宅。南側は、農地。西側は、■■■■■の申請農地。北側は、幅員4mの公道となっています。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長

以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者	
議 長	
委 員	
委 員	